

4 活用できる経済的支援措置の内容等

(1) 独立行政法人日本学生支援機構奨学金(貸与)

- ① 日本学生支援機構は、国の育英事業を行っている機関です。人物・学業ともに優秀かつ健康な学生で、経済的理由のため修学が困難な学生に、学資を貸与して教育の機会均等をはかり、社会の健全な発展に尽くすことを目的としています。なお、家庭の経済事情が急変して援助が必要となり、奨学金の貸与を希望する場合は、ご相談ください。

② 種類及び貸与月額

第一種奨学金(無利子)	自宅通学者	30,000円	50,000円	の2種類から選択
	自宅外通学者	30,000円	60,000円	の2種類から選択
第二種奨学金(有利子)		30,000円	50,000円	80,000円
		100,000円	120,000円	の5種類から選択

③ 資格

		第一種	第二種	併用貸与
成績	高校の成績	平均3.2以上	平均水準以上	平均3.2以上
	本校の成績	上位1/3以内	平均水準以上	上位1/3以内
年収(上限)	4人世帯(給与所得) (自宅通学)	おおむね 821万円以下	おおむね 1,137万円以下	おおむね 739万円以下

- ④ 出願と採用決定
出願者の中から、家計状況・学業成績・人物等が推薦基準に合致している者を日本学生支援機構に推薦し、日本学生支援機構が選考の上、採否を決定します。ただし、採用枠があるため、基準を満たす者すべてが採用される訳ではありません。
- ⑤ 奨学金の交付
奨学金は、奨学生の銀行口座に毎月振り込まれます。
- ⑥ 貸与期間
採用になった学年から卒業までの最短修学期間となります。ただし、学業成績不振者や、品行不良者に対しては、奨学金の交付を停止又は廃止とすることがあります。
- ⑦ 適格認定
年度秋季に「奨学金継続願」を提出して、認定を受けた者は翌年も継続となります。また、奨学生の身分に異動があった時は、速やかに申し出ください。
- ⑧ 返還
卒業後(貸与終了から6ヶ月経過後)、所定の期間内に月賦あるいは月賦・半年賦併用で返還することになります。
- ⑨ 進学届・確認書
入学前(高等学校在学中)に「奨学生採用候補者」として決定している者は、「決定通知」の進学先提出用を指定期日に提出してください。
- ⑩ 在学届
入学前に日本学生支援機構の奨学生であった者及び本校において奨学生であり、留年した者は、指定期日までに「在学届」を提出してください。在学届の提出により、卒業まで奨学金の返還が猶予されます。

(2) 教育訓練給付制度

① 平成26年10月1日以降は「一般教育訓練」と「専門実践教育訓練」の2種類になります。

内 容	一般教育訓練	専門実践教育訓練
	平成26年4月入学者	平成27年4月入学者以降
給付要件	雇用保険の一般被保険者又は一般被保険者であった方 (支給要件期間が3年以上の方。ただし、初回に限り1年以上の方)	① 初めて受給する場合は、受講開始日前までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方 (平成26年10月1日前に教育訓練を受講した場合は、その受給に係る訓練の受給開始日から今回の受講開始日前までに通算して2年以上の被保険者期間が必要) ② 2回目以降として受給する場合 (前回の受講開始日から次の専門実践教育訓練の受給開始日までに通算して10年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方)
給付金額 (受講者が支払った訓練経費×右欄の割合)	20%	40% (受講修了日から1年以内に資格取得等し、かつ、被保険者として雇用された又は雇用されている場合等には20%を追加支給)
支給額の上限	10万円	32万円/年(在学中) 32万円/追加支給(資格取得等をし、かつ終了した日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合)
支給期間	最長1年	原則2年 (資格につながる場合は最長3年)

② 注意事項

一般教育訓練給付制度は、厚生労働省の制度であり、給付金は、卒業時に限り支給されますので、退学時は支給されません。

(3) 授業料等減免制度

学習に強い意欲と意思を持ち、いずれかの条件を満たす出願者が入学試験に合格した場合、申請によって学納金の一部を免除する制度です。

① 入学金

	対象者	減免金額	必要書類等
1	本校の在校生の兄弟姉妹・ご子息 またはご息女 本校の卒業生の兄弟姉妹・ご子息 またはご息女	入学金の一部 (100,000円)	①本校所定の申請書 ②卒園証明書・卒業証明書又は在学証明書等 ③住民票・戸籍抄本等
2	本学園設置幼稚園の卒園児 または卒園児の兄弟姉妹		
3	指定校推薦入試	入学金の一部 (200,000円)	申請不要
4	本学園が設置した専門学校の卒業生 または在學生	入学金全額 (250,000円)	①本校所定の申請書 ②卒園証明書等(卒業生)在学証明書 又は卒業見込証明書等

② 授業料

	対象者	減免金額	必要書類等
5	短期大学卒業業者または大学中退者 (大学中退者は2年以上在学し62単位以上修得した者)	在学中の 授業料の一部 (合計100,000円)	①本校所定の申請書 ②卒業証明書等(短大卒) ③成績証明書等(中退者) ④在籍証明書等(中退者)
6	社会人経験24ヶ月以上有する者 (入学時に満20歳に達するもので 正職として通算24ヶ月以上の就業 経験を持つ者) ※原則として本校所定の在職証明書 が提出できる者		

7	スカラシップAO入試の判定結果が「C」の者	在学中の 授業料の一部 (合計100,000円)	申請不要
8	大学を卒業した者	在学中の 授業料の一部 (合計200,000円)	①本校所定の申請書 ②卒業証明書又は卒業証書の写し等
9	社会人経験36ヶ月以上有する者 (入学時に満21歳に達するもので 正職として通算36ヶ月以上の就業 経験を持つ者) ※原則として本校所定の在職証明 書が提出できる者	在学中の 授業料の一部 (合計200,000円)	①本校所定の申請書 ②本校所定の在職証明書
10	スカラシップAO入試の判定結果が「B」の者		申請不要
11	保育士資格または幼稚園教諭免許 取得者 (見込みの方は資格または免許取 得後申請)		①本校所定の申請書 ②保育士証の写し及び教員免許状 の写し等
12	スカラシップAO入試の判定結果が「A」の者	在学中の 授業料の一部 (合計300,000円)	申請不要

【重複について】

適用が複数に該当する場合、4と11については重複を認め、その他については入学金または授業料に関わらず、重複は認めない。

※授業料の一部減免対象者が怠学・性行不良・成績不振及び休学になった場合は、減免を中止または取り消すことがある。